

平成 22 年 2 月 23 日
金融庁
警察庁

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果について

金融庁及び警察庁では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」につきまして、平成 21 年 12 月 17 日（木）から平成 22 年 1 月 18 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、8 の団体及び個人より延べ 17 件のコメントをいただきました。本件についてご検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁・警察庁の考え方は、こちら（[別紙 1](#)）をご覧ください。

また、本件の概要及び具体的な内容については、（[別紙 2 概要](#)）・（[別紙 3 新旧対照表](#)）をそれぞれご参照ください。

2. 公布・施行について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令は、平成 22 年 3 月 1 日（月）に公布、同年 4 月 1 日（木）に施行される予定です。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
（資金決済に関する法律に関する部分）
総務企画局企画課信用制度参事官室（内線 3537）
（上記以外の部分）
総務企画局企画課調査室（内線 3514）